

## 第43号議案

### 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

第6条 法第44条の2に掲げる申請、縦覧、通知、届出、提出、閲覧及び交付のうち規則で定めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第5条までに規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項については、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条から第5条までに規定する条例等に基づく手続等について情報通信の技術を利用する方法の例による。

#### 附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。